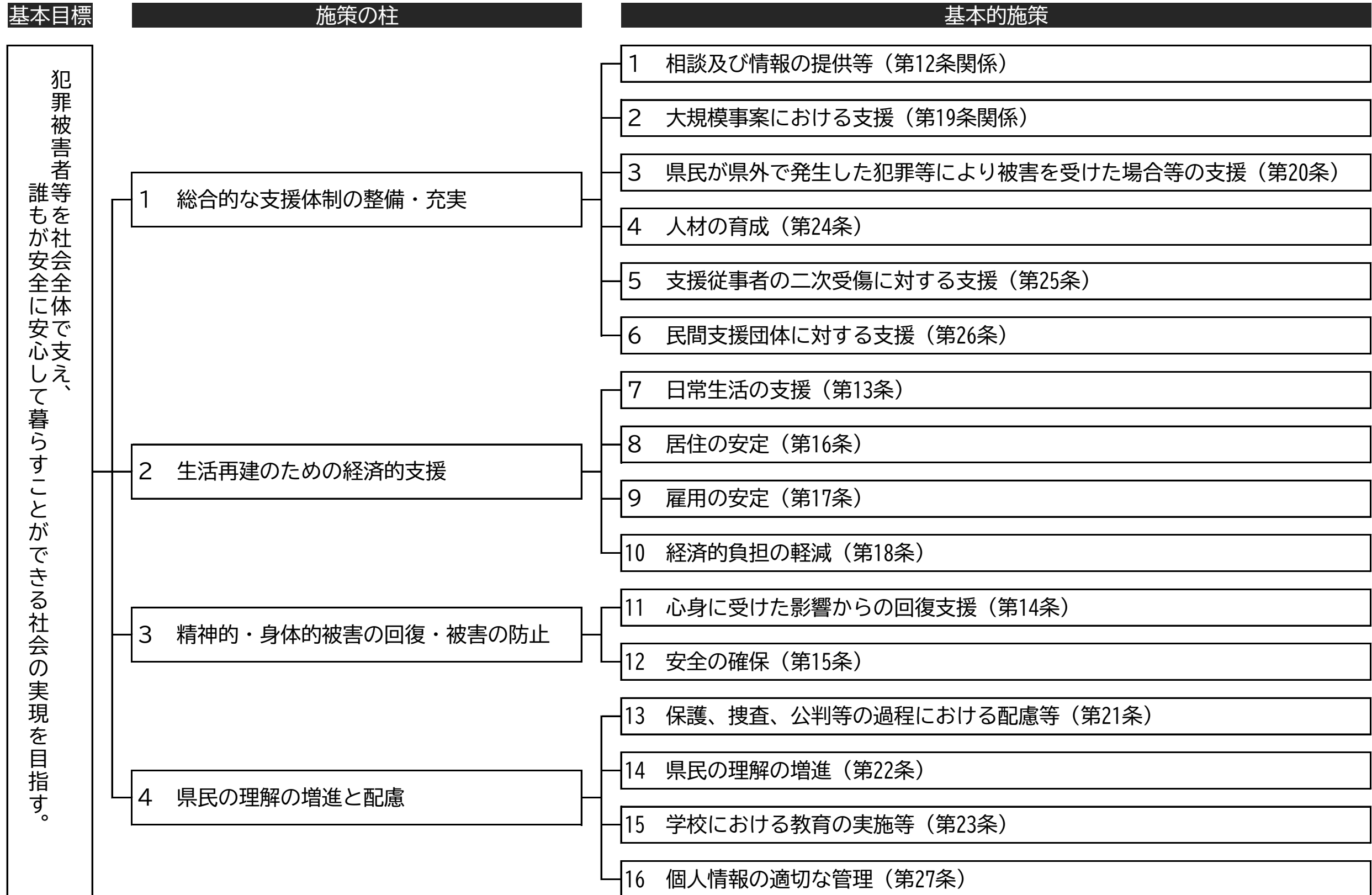


令和6年度事業一覽

福島県犯罪被害者等支援計画 施策体系



令和6年度の事業整理表

施策番号	施策名	事業名	令和6年度実施事業等概要	事業費(千円)	実施圏域	担当部局等	担当課室
施策の柱1 総合的な支援体制の整備・充実 基本的施策1 相談及び情報の提供等							
1	犯罪被害者等に関する相談支援 県、県警、ふくしま被害者支援センター、その他関係機関・団体が連携して必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等へのきめ細かな支援を行う。なお、県は、行政サービスがワンストップで提供できるよう、「総合的対応窓口」として、県警やふくしま被害者支援センターと連携しながら、生活支援における県機関及び市町村等との総合的な連携・調整を行う。さらに、関係機関が相互に連携・協力して必要な「支援の調整を行うための会議」を整備する。	犯罪被害者等支援体制整備事業	○犯罪被害者等からの相談に対し、ワンストップで対応できる体制を整備する。 ・県の総合的対応窓口による行政サービスのワンストップ提供	73	県域	生活環境部	男女共生課
		犯罪被害者等支援推進のための基盤整備	○地方公共団体における担当部局との連携・協力の充実・強化 ○関係機関・団体との連携・協力の充実・強化 ○(公社)ふくしま被害者支援センターとの連携・協力	0	県域	警察本部	県民サービス課
2	性犯罪被害に関する相談支援 県、県教育委員会、県警、ふくしま被害者支援センター、県産婦人科医会の5者連携によるワンストップ支援センター「性暴力等被害救援協力機関SACRAふくしま」において、性犯罪・性暴力被害者等に対して電話・面接相談、付き添い支援、情報の提供等のきめ細かな支援を行う。また、24時間365日の支援体制を確保するため、国の夜間休日コールセンターと連携し、円滑な運用に努める。今後も、被害者が必要とする支援の充実のために、福島県における現在の問題点、課題等を整理し、夜間休日コールセンターの利用状況も踏まえ、24時間365日対応できる相談支援体制について総合的に検討する。	性暴力等被害者支援事業	○性暴力等被害者に関する相談・支援を行う。 ・電話・面接相談 ・直接支援 ・法的支援 ・国の夜間休日コールセンターとの連携 ○性暴力等被害者に関する心身回復支援を行う。 ・医療機関等の受診又はカウンセリング等に要する経費の一部を助成	16,243	県域	生活環境部	男女共生課
		ふくしま24時間子どもSOS電話相談事業	○悩みをもつ子どもが、一人で悩まずに、いつでも相談機関に相談できるよう、学校教育相談員が行っているダイヤルSOSが対応していない時間を補完する電話を設置し、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制を整備する。平日(月曜日から金曜日)の17時から10時と、休日(土・日曜日、祝日、年末年始)は、外部団体に委託し対応する。	9,387	県域	教育庁	義務教育課
		犯罪被害者等支援推進のための基盤整備	○性暴力等被害救援協力機関「SACRAふくしま」連携機関との連携・協力	0	県域	警察本部	県民サービス課

施策番号	施策名	事業名	令和6年度実施事業等概要	事業費(千円)	実施圏域	担当部局等	担当課室
3	被害初期における迅速な相談支援 被害直後から支援を迅速かつ効果的に実施できるよう、県、警察、民間支援団体、市町村等の関係機関・団体が十分な連携を図るとともに、犯罪被害者等が必要とする情報を得られるよう、犯罪被害者等支援に関する具体的な情報の周知に努める。	市町村犯罪被害者等支援強化事業	○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援に係る意識醸成とノウハウの積み上げを行うとともに、連携強化のための事業を実施する。 ・市町村条例や市町村施策一覧表の作成支援 ・市町村担当職員を対象にした研修会の開催 ・犯罪被害者支援ハンドブックの時点修正	158	県域	生活環境部	男女共生課
		犯罪被害者等支援に関する県ウェブページの充実	○犯罪被害者等の支援に関するウェブページについて、適切に管理・運用し、情報の提供を行う。	0	県域	生活環境部	男女共生課
		相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供	○相談体制の充実等 ・県警ホームページを活用した相談窓口等に関する情報提供 ・犯罪被害者等の心情を理解するための教養の推進 ・(公社)ふくしま被害者支援センターとの連携	0	県域	警察本部	県民サービス課
4	犯罪被害者のための相談窓口の適切な運用 県は、相談窓口の適切な運用に結びつけられるよう、警察、民間支援団体、市町村等の関係機関・団体と連携して窓口担当者に対する研修会等を開催し、連携に必要な情報提供、各種支援に関する紹介や助言等に努める。	市町村犯罪被害者等支援強化事業	○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援に係る意識醸成とノウハウの積み上げを行うとともに、連携強化のための事業を実施する。 ・市町村条例や市町村施策一覧表の作成支援 ・市町村担当職員を対象にした研修会の開催 ・犯罪被害者支援ハンドブックの時点修正	158	県域	生活環境部	男女共生課
5	警察における相談体制の充実 警察安全相談電話「#9110」番、「性犯罪被害110番」、「ヤングテレホン」、「いじめ110番」、「女性安全相談所」、「女性被害相談所」等の個別の相談窓口の設置、性犯罪相談窓口への女性警察職員の配置、交通事故被害者等からの適切な相談受理等の相談体制の充実を図る。	相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供	○相談体制の充実等 ・個別の相談窓口の適正運用 ・性犯罪相談窓口への女性警察職員の配置 ・少年サポートセンターにおける少年警察補導員の集中運用及び福島駅への相談コーナーの設置	0	県域	警察本部	県民サービス課 警務課 少年女性安全対策課 生活環境課 地域企画課 捜査第一課 組織犯罪対策課 交通企画課 交通指導課 運転免許課
6	市町村の総合的対応窓口の機能強化に関する支援 市町村の総合的対応窓口機能を強化するため、市町村条例の制定や市町村において利用可能な施策一覧表の作成を促進する。	市町村犯罪被害者等支援強化事業	○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援に係る意識醸成とノウハウの積み上げを行うとともに、連携強化のための事業を実施する。 ・市町村条例や市町村施策一覧表の作成支援	158	県域	生活環境部	男女共生課

施策番号	施策名	事業名	令和6年度実施事業等概要	事業費(千円)	実施圏域	担当部局等	担当課室
7	犯罪被害者支援ハンドブックの改定・配布 犯罪被害者等が必要とする情報(各種手続、支援制度、相談窓口等)を網羅した「犯罪被害者支援ハンドブック」を改定し、市町村や関係機関等へ配布することで、連携の強化及び支援の充実に努める。	市町村犯罪被害者等支援強化事業	○市町村における犯罪被害者等支援の充実に資するため、犯罪被害者等支援に係る意識醸成とノウハウの積み上げを行うとともに、連携強化のための事業を実施する。 ・犯罪被害者支援ハンドブックの時点修正	158	県域	生活環境部	男女共生課
8	支援施策に関する総合的な相談への対応 犯罪等の被害を受けて悩んでいる方、どこに相談したらよいか分からない方などのために、相談内容に応じて適切な対応部署や必要な情報を提供する。また、市町村に対して相談体制の充実に働きかける。	犯罪被害者等支援体制整備事業	○犯罪被害者等からの相談に対し、ワンストップで対応できる体制を整備する。 ・県の総合的対応窓口による行政サービスのワンストップ提供	73	県域	生活環境部	男女共生課
		市町村犯罪被害者等支援強化事業	○市町村における犯罪被害者等支援の充実に資するため、犯罪被害者等支援に係る意識醸成とノウハウの積み上げを行うとともに、連携強化のための事業を実施する。 ・市町村条例又は市町村施策一覧表の作成支援 ・市町村担当職員を対象にした研修会の開催 ・犯罪被害者支援ハンドブックの時点修正	158	県域	生活環境部	男女共生課
9	犯罪被害者等支援に関するホームページによる情報提供 県のホームページに「犯罪被害者等支援に関するページ」を作成し、知事部局、警察本部、教育庁、その他関係機関の相談窓口の提供を行う。	犯罪被害者等支援に関する県ウェブページの充実	○犯罪被害者等の支援に関するウェブページについて、適切に管理・運用し、情報の提供を行う。	0	県域	生活環境部	男女共生課
10	交通事故相談への対応 県政相談コーナーに交通事故相談員を配置し、交通事故における損害賠償請求や示談の仕方など、交通事故被害者等からの相談に対応する。	相談事業	○県政相談コーナーに交通事故相談員を2名配置し、交通事故による損害賠償請求や示談の仕方などについて、面談、電話、巡回相談により対応する。	21,950	県域	総務部	県民広聴室
11	消費者トラブルに係る相談への対応 消費生活センターにおいて、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、消費者トラブルに巻き込まれた相談者への助言・あっせんを行う。	福島県消費生活センターにおける消費生活相談の受付	○県消費生活センターにおける消費生活相談受付 ・平日 月曜日～金曜日 ・休日 月1回(原則第4日曜日) ・WEB受付 随時 ○弁護士、司法書士による消費生活無料法律相談 ・県消費生活センター(月4回) ・県中、県南、会津地方振興局(各年6回) ・日曜無料法律相談(月1回) ○ファイナンシャルプランナーによる生活再建等相談 ・県消費生活センター(月1回)	2,547	県域	生活環境部	消費生活課

施策番号	施策名	事業名	令和6年度実施事業等概要	事業費(千円)	実施圏域	担当部局等	担当課室
12	女性に関する相談への対応 DV被害やストーカー被害等、女性に関する様々な問題について相談を受ける窓口を男女共生センター、女性のための相談支援センター、各保健福祉事務所、警察署等に設置し、解決に向けた助言や支援を行う。	男女共生センター相談事業	○男女がともに自立し生きがいのある人生を送ることができるよう、日常生活から生じる様々な問題・悩みに関する相談や配偶者からの暴力(DV)に関する相談、就業に関する相談を行う。	2,098	県域	生活環境部	男女共生課
		困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業(小事業:女性相談支援員活動強化事業)、女性のための相談支援センター事業(小事業:夜間・休日の相談体制充実強化事業)	○保健福祉事務所及び女性のための相談支援センターに、女性相談員を配置する。(保健福祉事務所:6名、女性のための相談支援センター:5名)	40,729	県域	こども未来局	児童家庭課
		相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供	○相談体制の充実等 ・犯罪被害者等の心情を理解するための教養の推進	0	県域	警察本部	地域企画課
13	医療に関する相談への対応 保健所において身体的・精神的な健康に関しての不安や不調に関して、問題の整理をしながら、必要に応じて、適切な医療機関の紹介を行う。	精神訪問指導事業	○保健所において精神科医師等による心の健康相談を実施し、必要に応じて、適切な医療機関の紹介を行う。	2,294	県域	保健福祉部	障がい福祉課
		福島県医療相談センター事業	○地域医療課内及び各保健所において通年設置し無料で相談対応を実施する。	3,277	県域	保健福祉部	地域医療課
14	妊娠に関する相談への対応 予期しない妊娠や、女性のからだに関する相談窓口として「女性のミカタ健康サポートコール」を開設し、心やからだの悩みに保健師が対応する。	女性のミカタ健康サポートコール等事業	○身近な方に相談しにくい不妊治療や不育症治療、人工妊娠中絶等、妊娠に関する悩みや女性特有の健康に関して専用回線を保健福祉事務所に設置し、個別相談を電話・来所等により、随時受け付ける。	336	県域	こども未来局	子育て支援課
15	心のケアに関する相談への対応 精神保健福祉センターや保健所において、精神保健福祉に関する相談への対応や支援等を行う。	精神訪問指導事業	○精神保健福祉センターや保健所において随時、保健師等による精神保健福祉相談を実施。	2,294	県域	保健福祉部	障がい福祉課
16	ひとり親家庭の就業等に関する相談への対応 各保健福祉事務所において、母子・父子自立支援員がひとり親家庭の相談に応じ、自立に向けた支援を行う。また、福島県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談、求人情報の提供、就業支援セミナー等を実施する。	ひとり親家庭相談事業 母子家庭等就業・自立支援事業	○各保健福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置する(自立支援員15名)。 ○ひとり親家庭の状況、職業能力の適性などに配慮しながらの就業相談事業や求人情報の提供、就業支援講習会、自立支援プログラムの策定を行う。	60,662	県域	こども未来局	児童家庭課

施策番号	施策名	事業名	令和6年度実施事業等概要	事業費(千円)	実施圏域	担当部局等	担当課室
17	児童相談所における児童虐待に関する相談への対応 児童相談所において、24時間・365日、児童虐待に関する相談及び通告に対応する。	児童相談所費行政経費(小事業:児童相談所虐待対応ダイヤル等受付業務委託)	○夜間・休日における児童相談所虐待対応ダイヤル等を通して行われる電話相談や児童虐待に関する通告の対応を外部機関に委託する。	13,088	県域	こども未来局	児童家庭課
18	就職や転職等に関する相談への対応 「ふくしま生活・就職応援センター」において、就職や転職等の相談に対応する。	ふくしま生活・就職応援センター運営事業	○県内6か所(郡山市、白河市、会津若松市、南相馬市、いわき市、富岡町)に相談窓口を設置し、就労・生活再建支援を図る。	124,501	県域	商工労働部	雇用労政課
19	子どものための24時間電話相談 24時間、365日、子どものいじめ問題等に関する悩み相談に対応する。	ふくしま24時間子どもSOS電話相談事業	○いじめに関する悩みをもつ子どもが、一人で悩まずに、いつでも相談機関に相談できるよう、学校教育相談員が行っているダイヤルSOSが対応していない時間を補完する電話を設置し、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制を整備する。平日(月曜日から金曜日)の17時から10時と、休日(土・日曜日、祝日、年末年始)は、外部団体に委託し対応する。	9,387	県域	教育庁	義務教育課
20	ダイヤルSOS 平日(10:00~17:00)、子どものいじめや不登校、体罰などの教育相談にフリーダイヤルで対応する。	学校教育相談員配置事業	○教育センターに2名の学校教育相談員を配置し、県内全域のいじめや不登校問題等の電話相談に当たる。電話はフリーダイヤルで対応し、相談時間は月曜日から金曜日の10時から17時とする。	3,151	県域	教育庁	義務教育課
21	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用 児童生徒の問題行動及び不登校等の対応に向けて、スクールカウンセラーを小・中学校、高校に配置・派遣するとともに、学校等の要請に応じ、スクールソーシャルワーカーを配置・派遣するなど教育相談体制の充実に努める。また、研修等を通じ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの犯罪被害者等支援に関する理解促進を図っていく。	スクールカウンセラー派遣事業 スクールソーシャルワーカー派遣事業	○県内の小・中・義務教育学校、県立学校に161人のスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の教育相談を行う。 ○県内7つの教育事務所に22名、31の委託市町村教育委員会に34名、のべ57名のスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱えた児童生徒の支援を行う。	732,550	県域	教育庁	高校教育課 義務教育課

施策番号	施策名	事業名	令和6年度実施事業等概要	事業費(千円)	実施圏域	担当部局等	担当課室
22	<p>犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における支援</p> <p>不登校状態にある児童生徒に対して、適切な指導及び支援を行い、再登校を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携のもと、児童生徒へのスペシャルサポートルーム(SSR)の活用により支援を行うなど、学びの機会を確保するための取組を実施する。</p>	不登校・いじめ等対策推進事業	<p>○県内37校にスペシャルサポートルーム(SSR)を設置し、専任の教員を配置により正式な教室として不登児童生徒の心の居場所作りを行う。</p> <p>○県内7つの教育事務所ごとに行われる域別シンポジウム(公立小・中学校より1名参加の悉皆研修)において、SC・SSWの活用、SSRの紹介等を行い、不登校児童への対応にあたる。</p>	8,341	県域	教育庁	義務教育課
23	<p>労働相談への対応</p> <p>労働に関するトラブルについて、労働者や使用者が気軽に相談できるよう労働相談を実施する。</p>	労働相談への対応	○労働に関するトラブルについて、労働者や使用者が気軽に相談できる労働相談を実施する。	0	県域	労働委員会事務局	審査調整課
24	<p>刑事手続等に関する情報の提供の充実</p> <p>刑事に関する手続、少年保護事件の手続、警察その他の犯罪被害者等支援に関係する機関・団体による犯罪被害者等の保護・支援のための制度等について分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」やパンフレット等を作成し、内容の充実を図るとともに、配布方法等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期提供に努める。</p>	<p>相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供</p> <p>犯罪被害者等支援事業(新被害者の手引)</p>	<p>○刑事に関する手続等に関する情報提供の充実</p> <p>○被害者の手引作成・印刷</p>	242	県域	警察本部	<p>県民サービス課</p> <p>少年女性安全対策課</p> <p>地域企画課</p> <p>刑事総務課</p> <p>捜査第一課</p> <p>交通指導課</p> <p>外事課</p>
25	<p>民事手続等に関する情報の提供の充実</p> <p>損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要について紹介した冊子・パンフレット等を警察本部、警察署、運転免許センターの窓口等に備え付けるとともに、各種広報媒体等を活用し、当該制度を周知する。また、日本司法支援センター(法テラス)の民事法律扶助制度について周知を図る。</p>	<p>犯罪被害者等支援に関する県ウェブページの充実</p> <p>相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供</p>	<p>○犯罪被害者等の支援に関するウェブページに関連するページのリンクを掲載するなど、民事手続等に関する情報提供の充実を図る。</p> <p>○「被害者の手引」を活用した損害賠償請求制度等に関する情報提供</p>	0	県域	生活環境部	男女共生課
				0	県域	警察本部	県民サービス課

施策番号	施策名	事業名	令和6年度実施事業等概要	事業費(千円)	実施圏域	担当部局等	担当課室
26	<p>自助グループの活動についての情報提供</p> <p>犯罪被害者等早期援助団体との連携を図りながら、犯罪被害者等の要望を踏まえ、自助グループの活動について情報提供を行う。</p>	犯罪被害者等支援推進のための基盤整備	○(公社)ふくしま被害者支援センターとの連携による自助グループの活動について情報提供の実施	0	県域	警察本部	県民サービス課
27	<p>外国人の犯罪被害者等への情報提供の充実</p> <p>外国語版の「被害者の手引」について、必要に応じて内容の充実と見直しを図り、適切に配布されるよう努めるとともに、外国人に対し、警察の犯罪被害者施策について周知を図る。また、外国人住民のための生活相談窓口や電話による無料通訳サービスの活用により、多言語の相談に対応する。</p>	外国人住民相談体制整備事業	○外国人住民が地域で安心して暮らせるよう、多言語による生活相談窓口を運営する(毎週火～土曜、9:00～17:15)。	10,643	県域	生活環境部	国際課
		相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供	○刑事に関する手続き等に関する情報提供の充実 ○外国語版「被害者の手引」の内容の充実	0	県域	警察本部	県民サービス課
28	<p>捜査に関する適切な情報提供等</p> <p>捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するよう努める。また、犯罪被害者等の状況や要望について、関係機関・団体と共有すべきものについては、犯罪被害者等の同意を得て情報提供を行うなど、関係機関・団体との連携を図る。</p>	相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供	○「被害者の手引」を活用した捜査に関する適切な情報提供	0	県域	警察本部	県民サービス課 刑事総務課 交通指導課
29	<p>被害者支援要員制度による支援</p> <p>あらかじめ指定された警察職員(被害者支援要員)が、事件発生直後から犯罪被害者等への付添い、説明や関係機関の紹介などの支援を行う。</p>	<p>犯罪被害者等支援推進のための基盤整備</p> <p>犯罪被害者支援事業(被害者支援研修会等)</p>	<p>○被害者支援要員制度の活用</p> <p>・令和6年度被害者支援要員 426名を指定</p> <p>○研修会の実施</p>	77	県域	警察本部	県民サービス課

施策番号	施策名	事業名	令和6年度実施事業等概要	事業費(千円)	実施圏域	担当部局等	担当課室
30	被害少年等が相談しやすい環境の整備 被害少年からの相談について、県警察のウェブサイトやSNS等への相談窓口の掲載などにより、効果的な周知・広報を図るとともに、少年相談専用電話のフリーダイヤル化、電子メールによる相談窓口の設置等、被害少年等が相談しやすい環境の整備を図る。	相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供	○被害少年等が相談しやすい環境の整備 ・相談窓口等を記載した少年非行防止リーフレットを作成し(5,000部)各警察署に備え付け、または配布するなどの広報活動を実施する。	297	県域	警察本部	県民サービス課 少年女性安全対策課
31	被害少年の精神的打撃軽減のための継続的な支援の推進 被害少年に対して、保護者の同意を得た上で、被害者支援センターをはじめとする民間支援団体への紹介を行うとともに、少年補導員等による継続的な支援を実施する。	精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援	○被害少年の精神的被害を回復するための体制の整備及び継続的支援の推進 ○少年サポートセンターの少年警察補導員による継続的支援	0	県域	警察本部	県民サービス課 少年女性安全対策課
32	性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上 「#8103(ハートさん)」、「性犯罪被害110番」、「SACRAホットライン」等の相談窓口に関する広報により、性犯罪被害者による公費負担制度、カウンセリング制度等に関する情報入手の利便性向上に努める。	相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供	○性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上 ・県警ホームページ掲載やパンフレット等活用による広報活動の推進	0	県域	警察本部	県民サービス課 少年女性安全対策課 地域企画課 捜査第一課
33	性犯罪被害相談の適切な対応 性犯罪被害相談については、相談者が希望する性別の職員が対応するなど、適切な対応を推進する。	相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供	○性犯罪被害相談の適切な対応 ・犯罪被害者等の心情を理解するための教養の推進	0	県域	警察本部	県民サービス課 少年女性安全対策課 地域企画課 刑事総務課 捜査第一課
34	司法解剖等に関する遺族への適切な説明等 検視及び司法解剖に関し、パンフレットの作成・配布により、その目的・手続き等についての適切な説明を遺族に実施するとともに、遺族の心情に配慮した対応に努める。	相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供	○司法解剖等に関する遺族への適切な説明等	0	県域	警察本部	捜査第一課 交通指導課

施策番号	施策名	事業名	令和6年度実施事業等概要	事業費(千円)	実施圏域	担当部局等	担当課室
35	関係機関・団体と連携した支援活動 福島県被害者等支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークの活用により、犯罪被害者等支援に係る機関・団体との連携を強化するとともに、それらの機関・団体等における犯罪被害者支援のための制度等についての情報提供を犯罪被害者等に対して行うよう努める。	犯罪被害者等支援推進のための基盤整備 犯罪被害者支援事業(福島県被害者支援連絡協議会関係)	○関係機関・団体との連携・協力の充実・強化 ○福島県被害者等支援連絡協議会総会及び研修会の開催(6月13日)	91	県域	警察本部	県民サービス課
施策の柱1 総合的な支援体制の整備・充実 基本的施策2 大規模事案における支援							
36	大規模事案における支援体制の整備 大規模被害者支援事案が発生した場合における県、警察、民間支援団体、県内各市町村、関係県・市町村、その他の関係機関の役割分担や支援体制及び対応マニュアル等の整備を推進する。また、当該事案発生時は、これらに基づき、各関係機関が相互に連携・協力して必要な「支援の調整を行うための会議」を整備する。	犯罪被害者等支援体制整備事業	○大規模事案発生時の支援に向け、関係団体の会議への参画や市町村職員の研修会、犯罪被害者等支援施策推進会議などを通して犯罪被害者支援に携わる方々との関係の構築を図る。	73	県域	生活環境部	男女共生課
		犯罪被害者等支援推進のための基盤整備	○被害者支援要員制度の適正運用	0	県域	警察本部	県民サービス課
施策の柱1 総合的な支援体制の整備・充実 基本的施策3 県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合等の支援							
37	県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合等の支援 県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合等における県内外の関係機関・団体の役割分担や支援体制及び対応マニュアル等の整備を推進する。また、当該事案発生時は、これらに基づき、県外の関係機関と相互に連携・協力して支援体制を整備し、必要な支援を行う。	犯罪被害者等支援体制整備事業	○大規模事案発生時の支援に向け、関係団体の会議への参画や市町村職員の研修会、有識者会議などを通して犯罪被害者支援に携わる方々との関係の構築を図る。	73	県域	生活環境部	男女共生課
		犯罪被害者等支援推進のための基盤整備	○事件発生地警察署との連携による適切な支援	0	県域	警察本部	県民サービス課

施策番号	施策名	事業名	令和6年度実施事業等概要	事業費(千円)	実施圏域	担当部局等	担当課室
施策の柱1 総合的な支援体制の整備・充実 基本的施策4 人材の育成							
38	県及び各市町村職員に対する研修 県及び各市町村に設置されている総合的対応窓口の職員を対象に、窓口機能の強化を図ることを目的として研修を行うとともに、各関係機関が相互に連携・協力して必要な「支援の調整を行うための会議」において、事例研究を行い、県及び各市町村の担当職員の意識の醸成及びノウハウの積み上げを図る。	市町村犯罪被害者等支援強化事業	○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援に係る意識醸成とノウハウの積み上げを行うとともに、連携強化のための事業を実施する。 ・市町村担当職員を対象にした研修会の開催	158	県域	生活環境部	男女共生課
39	民間支援団体における職員の育成支援 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、同団体が行う研修内容に関する助言や研修に対する講師派遣等の協力を行う。	研修への講師派遣	○民間支援団体において、新たに任用した被害者支援活動員候補者が支援業務に必要な知識などの習得ができるよう、養成研修へ講師を派遣する。	0	県域	生活環境部	男女共生課
		犯罪被害者等支援推進のための基盤整備	○コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援活動員の養成への支援のため、研修への講師派遣を行う。	0	県域	警察本部	県民サービス課
40	高齢者虐待対応職員に対する研修の実施 虐待を受けた高齢者の保護や虐待を行った養護者へ適切な支援を行うことができるよう、高齢者虐待対応に当たる市町村等職員の対応力向上を図る研修を実施する。	高齢者権利擁護等推進研修事業	○市町村等対象の高齢者虐待対応研修（養護者編・養介護施設従事者編 各1回） ○介護施設等職員対象の権利擁護推進員養成研修（1回） ○介護施設等に勤務する看護職員対象の看護実務者研修（1回）	1,942	県域	保健福祉部	高齢福祉課
41	虐待を受けた子どもの保護等に携わる職員に対する研修の実施 虐待を受けた子どもが専門的な知識に基づいた適切な保護及び自立支援を受けられるように、支援に携わる職員の資質向上を図る。	虐待から子どもを守る総合対策推進事業(小事業：児童虐待ケース対策研修事業)	○児童相談所職員や児童福祉施設等職員に対し、児童虐待ケース対策の強化を目的とした研修会を実施し専門性の向上を図る。	2,148	県域	こども未来局	児童家庭課
42	女性相談窓口等の職員への研修の実施 配偶者からの暴力を受けた女性等が専門的な知識に基づいた適切な保護及び自立支援を受けられるように、支援に携わる職員等の資質向上を図る。	女性のための相談支援センター事業(小事業：DV被害者支援スタッフ養成事業)	○県・市の女性相談員、女性センターボランティア、その他担当職員を対象とした専門的な研修を実施することで、DV被害者支援体制の強化を図る。	596	県域	こども未来局	児童家庭課

施策番号	施策名	事業名	令和6年度実施事業等概要	事業費(千円)	実施圏域	担当部局等	担当課室
43	警察における被害者支援に携わる職員に対する研修の充実 犯罪被害者支援に従事する職員に対し、様々な機会を活用して犯罪被害者支援の意義や対応、関係機関との連携等についての研修を実施する。	犯罪被害者等支援推進のための基盤整備	○研修の充実 ・犯罪被害者等の心情を理解するための教養の推進	0	県域	警察本部	県民サービス課 教養課 生活安全企画課 少年女性安全対策課 刑事総務課 捜査第一課
施策の柱1 総合的な支援体制の整備・充実		基本的施策5 支援従事者の二次受傷に対する支援					
44	支援従事者へのメンタルヘルスケアの充実 犯罪被害者等支援を行う過程において支援従事者の心理的外傷(二次受傷)を予防するとともに、自身の適切なケアができるよう、支援従事者を対象とした研修を行うなど、メンタルヘルスケアの充実を図る。	性暴力等被害者支援事業	○性暴力等被害者に関する相談・支援の研修を通して、支援従事者のメンタルヘルスケアの充実を図る。	16,243	県域	生活環境部	男女共生課
45	犯罪被害者等支援に携わる者に対する心理的影響への配慮 被害者支援要員等に対し、ストレスに関する教養を行うとともに、精神科医、臨床心理士等によるカウンセリングを受けさせるなど必要な措置を講ずる。	犯罪被害者等支援推進のための基盤整備	○犯罪被害者等支援に携わる者に対する心理的影響への配慮 ・犯罪被害者等の心情を理解するための教養の推進	0	県域	警察本部	県民サービス課
施策の柱1 総合的な支援体制の整備・充実		基本的施策6 民間支援団体に対する支援					
46	県民に対する民間支援団体の意義、活動等の広報支援 各種広報媒体等を活用し、犯罪被害者等が置かれている状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等への援助を行う民間の団体の意義・活動等について周知する。	犯罪被害者等支援普及啓発事業	○犯罪被害者等を社会全体で支えるという意識の醸成を図るため、県民への条例等の普及啓発活動を行う。 ・犯罪被害者支援に関する講演会の開催 ・犯罪被害者支援パネル展の開催 ・条例普及リーフレットの増刷(2,000部) ・啓発用リーフレットの作成(10,000部) ・ホンデリング事業の広報周知	1,616	県域	生活環境部	男女共生課
		犯罪被害者等支援推進のための基盤整備	○(公社)ふくしま被害者支援センターとの連携 ・被害者に優しいふくしまの風運動の推進 ・「支援の輪を広げるつどい」の開催	0	県域	警察本部	県民サービス課

施策番号	施策名	事業名	令和6年度実施事業等概要	事業費(千円)	実施圏域	担当部局等	担当課室
47	民間支援団体等への支援の充実 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する財政的援助の充実に努めるとともに、同団体の財政的・人的基盤の確立に向けて協力する。また、犯罪被害者等の援助に携わる者の研修に関する講師の手配・派遣、会場の借り上げ等の必要な支援を行う。	犯罪被害者等支援推進のための基盤整備 犯罪被害者支援業務事業(業務委託費)	○犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への支援の充実 ・研修への講師派遣	4,180	県域	警察本部	県民サービス課
48	民間支援団体における職員の育成支援【再掲】 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、同団体が行う研修内容に関する助言や研修に対する講師派遣等の協力を行う。	犯罪被害者等支援推進のための基盤整備	○コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援活動員の養成への支援のため、研修への講師派遣を行う。	0	県域	警察本部	県民サービス課
施策の柱2 生活再建のための経済的支援		基本的施策7 日常生活の支援					
49	性犯罪・性暴力被害者への面接、付添支援の実施 県、県教育委員会、県警、ふくしま被害者支援センター、県産婦人科医会の5者連携によるワンストップ支援センター「性暴力等被害救援協力機関SACRAふくしま」において、性犯罪・性暴力被害者への面接支援や必要に応じて、病院や裁判所等への付き添いなどの直接支援を行う。	性暴力等被害者支援事業	○性暴力等被害者に関する相談・支援を行う。 ・電話・面接相談 ・直接支援 ・法的支援 ・国の夜間休日コールセンターとの連携 ○性暴力等被害者に関する心身回復支援を行う。 ・医療機関等の受診又はカウンセリング等に要する経費の一部を助成	16,243	県域	生活環境部	男女共生課
50	市町村等と連携した支援制度の活用 犯罪被害者等が必要とする支援を早期に受けることができるよう、介護サービスや育児サービス等に関する情報共有など、市町村を始めとする関係機関との連携を一層強化する。	市町村犯罪被害者等支援強化事業	○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援に係る意識醸成とノウハウの積み上げを行うとともに、連携強化のための事業を実施する。 ・市町村条例又は市町村施策一覧表の作成支援 ・市町村担当職員を対象にした研修会の開催 ・犯罪被害者支援ハンドブックの時点修正	158	県域	生活環境部	男女共生課
		介護サービスクオリティアップ事業	○国のサーバーを使用し、県内の介護サービス事業者から報告を求め、内容を審査し、「介護サービス情報」を公表する。	1,206	県域	保健福祉部	高齢福祉課
51	市町村の総合的対応窓口の機能強化に関する支援【再掲】 市町村の総合的対応窓口機能を強化するため、市町村条例の制定や市町村において利用可能な施策一覧表の作成を促進する。	市町村犯罪被害者等支援強化事業	○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援に係る意識醸成とノウハウの積み上げを行うとともに、連携強化のための事業を実施する。 ・市町村条例や市町村施策一覧表の作成支援	158	県域	生活環境部	男女共生課

施策番号	施策名	事業名	令和6年度実施事業等概要	事業費(千円)	実施圏域	担当部局等	担当課室
52	犯罪被害者支援ハンドブックの改定・配布【再掲】 犯罪被害者等が必要とする情報(各種手続、支援制度、相談窓口等)を網羅した「犯罪被害者支援ハンドブック」を改定し、市町村や関係機関等へ配布することで、連携の強化及び支援の充実に努める。	市町村犯罪被害者等支援強化事業	○市町村における犯罪被害者等支援の充実に図るため、犯罪被害者等支援に係る意識醸成とノウハウの積み上げを行うとともに、連携強化のための事業を実施する。 ・犯罪被害者支援ハンドブックの時点修正	158	県域	生活環境部	男女共生課
53	生活困窮者自立支援制度に基づく一時生活支援事業の実施 生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を拡充し、包括的な支援体制を行うとともに、住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供する。	福島県一時生活支援事業	○各市を除く46町村の住居のない生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者を対象に、一定期間、宿泊場所の供与や衣食の日常生活に必要な支援を提供するとともに、自立相談支援機関により就労支援等の支援を行う。	6,030	県域	保健福祉部	社会福祉課
54	生活困窮者自立相談支援機関による支援 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、生活困窮者自立相談支援機関において、関係機関との連携を図りながら、生活困窮者の自立促進を図る。	自立相談支援事業	○各市を除く46町村の生活困窮者の自立に関する相談支援に関する業務について、委託して実施する。 ・委託先：社会福祉法人福島県社会福祉協議会 ・実施体制：県内5箇所※に生活自立サポートセンターを設置し支援員を24名配置して実施(※①県北保健福祉事務所管内、②県中保健福祉事務所管内、③県南保健福祉事務所管内、④会津・南会津保健福祉事務所管内、⑤相双保健福祉事務所管内)	99,422	県域	保健福祉部	社会福祉課
55	日常生活自立支援事業による支援 認知症高齢者、障がいのある方などが地域の中で安心して生活を送れるように、福祉サービスの利用手続の援助、日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスを行う。	日常生活自立支援事業	○認知症高齢者、障がいのある方などが地域の中で安心して生活を送れるように、福祉サービスの利用手続の援助、日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスを行う。 ・令和6年度実利用見込件数：757件	71,764	県域	保健福祉部	社会福祉課
施策の柱2 生活再建のための経済的支援		基本的施策8 居住の安定					
56	県営住宅の優先入居 公営住宅の公募抽選における優先的選考等により、犯罪被害者等の居住の安定を図る。	県営住宅等の優先入居	○福島県県営住宅等条例第7条第4項に基づき、犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者については、優先的に選考して入居予定者を定める。	0	県域	土木部	建築住宅課

施策番号	施策名	事業名	令和6年度実施事業等概要	事業費(千円)	実施圏域	担当部局等	担当課室
57	市町村公営住宅の入居等の取り組みの促進 犯罪被害者等に対する市町村の公営住宅における優先入居等の取組を促進する。	市町村犯罪被害者等支援強化事業	○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援に係る意識醸成とノウハウの積み上げを行うとともに、連携強化のための事業を実施する中で、市町村公営住宅における優先入居等の取組についても促進を図っていく。	158	県域	生活環境部	男女共生課
58	転居費用助成金制度の創設及び運用 自宅又はその付近で犯罪被害を受け、従前の住居に住むことが困難となった場合に、市町村と連携して犯罪被害者等が新たな住居に転居するための費用を助成する。	犯罪被害者等見舞金等支給事業補助金	○犯罪被害者等見舞金及び転居費用助成金を市町村と一体となって支給する。 ・補助先：市町村 ・補助額(定額)：10万円	2,350	市町村域	生活環境部	男女共生課
59	生活困窮者自立支援制度に基づく居住確保支援 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居喪失のおそれのある方からの申請に対し、審査の上、居住確保支援として、再就職のために居住の確保が必要な者に対し、就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付する。	住居確保給付金事業	○各市を除く46町村の離職により住居を失った又はその恐れが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者を対象に、県6保健福祉事務所管内において有期で住居確保給付金を給付する(求職要件等あり)。 ・支給額/月：生活保護法に基づく住宅扶助の限度額内 ・支給期間：原則3か月(最長9か月)	4,069	県域	保健福祉部	社会福祉課
60	居住支援法人による賃貸住宅への入居支援 県が指定する居住支援法人により、犯罪被害者等の住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行う。	住宅セーフティネット制度	○住宅相談や住まい探し等の入居支援、家賃債務保証、安否確認、残存家財の処分等の生活支援などを行う居住支援法人の指定と活用を促進する。	0	県域	土木部	建築住宅課
施策の柱2 生活再建のための経済的支援		基本的施策9 雇用の安定					
61	事業主等の理解の増進 犯罪被害者等が置かれている状況等について事業者等の理解が深まるよう、事業者向けリーフレットの作成・配布、企業・団体に講師を派遣して開催するミニ講演会、犯罪被害者等支援に関する県内巡回パネル展示による啓発を行う。また、犯罪等による被害を理由とした不利益な取扱いや二次被害の防止について配慮を要請し、雇用の安定を図る。	犯罪被害者等支援普及啓発事業	○犯罪被害者等を社会全体で支えるという意識の醸成を図るため、県民への条例等の普及啓発活動を行う。 ・犯罪被害者支援に関する講演会の開催 ・犯罪被害者支援パネル展の開催 ・条例普及用リーフレットの増刷(事業者向け2,000部) ・啓発リーフレットの作成(10,000部)	1,616	県域	生活環境部	男女共生課
		普及・啓発	○リーフレット等の配布等により県内企業へ普及・啓発を図る。	0	県域	商工労働部	雇用労政課

施策番号	施策名	事業名	令和6年度実施事業等概要	事業費(千円)	実施圏域	担当部局等	担当課室
62	生活困窮者自立支援制度における支援等 生活困窮者自立支援法に基づき、県が委託により設置する自立相談支援窓口就労支援を行い、生活困窮者の自立を図る。また、就労準備支援事業・就労訓練事業、生活保護受給者等就労自立促進事業などの福祉的支援制度を活用し、個々の実情に応じて、適切に就職及び就労定着を図る。同様に、市との連携により、市部における自立支援制度についても活用を図る。	福島県就労準備支援事業	○各市を除く46町村の就労必要な実践的な知識・技能等が不足している、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の生活困窮者を対象に、以下の支援を実施する。 ・委託先：社会福祉法人福島県社会福祉協議会 ・実施体制：支援員1名を配置し、主に県中・県南地域を中心に支援を実施。他地域のニーズ把握にも努める。1年を超えない期間としている。 ・実施内容：①日常生活自立に関する支援、②社会生活自立に関する支援、③就労自立に関する支援など	4,267	県域	保健福祉部	社会福祉課
63	高等職業訓練促進給付金等事業の実施 ひとり親の就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格取得を促進するため、養成機関における修業期間について給付金を支給する。	母子家庭等自立支援総合対策事業	○母子家庭の母及び父子家庭の父の就職の際に有利で、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格取得に係る養成訓練を受講する期間について、高等職業訓練促進給付金等を支給する（見込：新規13名、継続3名）。	18,544	県域	こども未来局	児童家庭課
64	自立支援教育訓練給付金事業の実施 ひとり親の就職に有利になるよう、厚生労働大臣の指定する「指定教育訓練講座」を受講し、修了した場合に受講費用の一部を助成する。	母子家庭等自立支援総合対策事業	○母子家庭の母及び父子家庭の父が、予め指定した教育訓練給付講座を受講し、修了した場合に、受講費用の80～100%に相当する額を支給する（見込：6名）。	676	県域	こども未来局	児童家庭課
65	ひとり親家庭の就業等に関する相談への対応【再掲】 各保健福祉事務所において、母子・父子自立支援員がひとり親家庭の相談に応じ、自立に向けた支援を行う。また、福島県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談、求人情報の提供、就業支援セミナー等を実施する。	ひとり親家庭相談事業 母子家庭等就業・自立支援事業	○各保健福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置する（自立支援員15名）。 ○ひとり親家庭の状況、職業能力の適性などに配慮しながらの就業相談事業や求人情報の提供、就業支援講習会、自立支援プログラムの策定を行う（求人情報提供件数220件、就業支援講習会1回、プログラム策定件数80件以上）。	60,662	県域	こども未来局	児童家庭課
66	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施 「高等職業訓練促進給付金」を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親に対し、入学準備金と就職準備金の貸付を行う。	母子家庭等自立支援総合対策事業	○高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親を対象に、入学準備金及び就職準備金の貸付を行う社会福祉法人等に貸付実績額の1/10を補助する。	2,110	県域	こども未来局	児童家庭課

施策番号	施策名	事業名	令和6年度実施事業等概要	事業費(千円)	実施圏域	担当部局等	担当課室
67	個々の実情に応じた就職相談・職業紹介 ハローワーク等と連携し、県就職相談窓口において、若者・女性・中高年齢者・障がい者等の個々の実情に応じた就職相談・職業紹介を実施する。	ふるさと福島就職情報センター運営事業	○福島市と東京に相談窓口を設置し、首都圏大学等との連携を強化しながら、きめ細かい就職相談や職業紹介を実施する。	62,820	県域	商工労働部	雇用労政課
68	障がい者就職面接会の開催を通じた就労促進 福島労働局主催により県内各地で開催される障がい者就職面接会において、障がい者雇用を促進する。	障がい者就職面接会	○福島労働局が県内各方部に協力し、障がい者の雇用の促進を図る。	0	県域	商工労働部	雇用労政課
69	障がい者雇用推進企業等登録制度の活用 県が随意契約により物品等を調達する場合、登録企業を優先的に扱うことにより、積極的な障がい者雇用を促進する。	障がい者雇用推進企業等からの物品調達優遇制度	○障がい者雇用推進企業の物品調達に係る入札(見積)参加機会を増大することにより優遇し、障がい者雇用の促進を図る。	0	県域	商工労働部	雇用労政課
70	離職者の就労に向けた職業訓練の実施 離職者等求職者の早期就職を支援するため、ハローワークや高齢・障害・求職者雇用支援機構等と連携を図りながら離職者等再就職訓練事業を実施する。	離職者等再就職訓練事業	○再就職に向けて新たなスキル等を必要とする求職者に対して、職業訓練を実施し、再就職の促進に資する(R6年度計画人数:1,720人)。	478,426	県域	商工労働部	産業人材育成課
71	被害回復のための休暇制度の周知 犯罪等の被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度について、県内の企業や労働者に対して周知を図る。	普及・啓発	○リーフレット等の配布等により県内企業へ普及・啓発を図る。	0	県域	商工労働部	雇用労政課
72	労働相談への対応【再掲】 労働に関するトラブルについて、労働者や使用者が気軽に相談できるよう労働相談を実施する。	労働相談への対応	○労働に関するトラブルについて、労働者や使用者が気軽に相談できる労働相談を実施する。	0	県域	労働委員会事務局	審査調整課
73	個別労働紛争解決制度の周知 労働に関する労働者と事業主との紛争解決を図る個別労働紛争調整制度について、県民へ周知する。	個別労働紛争解決制度の周知	○労働に関する労働者と事業主との紛争解決を図る個別労働紛争調整制度について、県民へ周知する。	0	県域	労働委員会事務局	審査調整課

施策番号	施策名	事業名	令和6年度実施事業等概要	事業費(千円)	実施圏域	担当部局等	担当課室
施策の柱2 生活再建のための経済的支援		基本的施策10 経済的負担の軽減					
74	犯罪被害給付制度の運用 様々な機会や媒体を利用し、犯罪被害給付制度の周知を図るとともに、制度の対象となり得る犯罪被害者等に対しては、犯罪被害給付制度に関する権利や手続きについて十分な説明を行い、事案の内容に即した迅速な裁定に努める。	精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援	○被害者等に対する犯罪被害給付制度の確実な教示と早期裁定	0	県域	警察本部	県民サービス課
75	性犯罪被害者の医療費公費負担制度の運用 性犯罪被害者の緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、性感染症等の検査費用等の医療費を公費で負担する。	精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援	○公費負担制度の適正運用 ・緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、性感染症等の検査費用等の公費負担制度について、被害者に対する確実な教示と活用を図る。	186	県域	警察本部	県民サービス課
76	性犯罪・性暴力被害者の医療費公費負担制度の運用 県、県教育委員会、県警、ふくしま被害者支援センター、県産婦人科医会の5者連携によるワンストップ支援センター「性暴力等被害救援協力機関SACRAふくしま」において、警察を介さない性犯罪・性暴力被害の相談者に対して、緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、性感染症等の検査費用等の医療費を公費で負担する。	性暴力等被害者支援事業	○医療機関等の受診又はカウンセリング等に要する経費の一部助成を行い、性暴力等被害者に関する心身回復支援を行う。	16,243	県域	生活環境部	男女共生課
77	犯罪被害者等見舞金制度の創設及び運用 犯罪被害者の遺族や重傷病を負った犯罪被害者に、市町村と連携して見舞金を支給し、被害直後から強いられる様々な経済的負担の軽減を図る。	犯罪被害者等見舞金等支給事業補助金	○犯罪被害者等見舞金及び転居費用助成金を市町村と一体となって支給する。 ・補助先：市町村 ・補助額(定額)：遺族見舞金 30万円/重傷病見舞金 15万円	2,350	市町村域	生活環境部	男女共生課
78	転居費用助成金等の創設及び運用【再掲】 自宅又はその付近で犯罪被害を受け、従前の住居に住むことが困難となった場合に、市町村と連携して犯罪被害者等が新たな住居に転居するための費用を助成する。	犯罪被害者等見舞金等支給事業補助金	○犯罪被害者等見舞金及び転居費用助成金を市町村と一体となって支給する。 ・補助先：市町村 ・補助額(定額)：10万円	2,350	市町村域	生活環境部	男女共生課

施策番号	施策名	事業名	令和6年度実施事業等概要	事業費(千円)	実施圏域	担当部局等	担当課室
79	被害の早期回復・軽減に向けた支援 犯罪被害者等に対して様々な経済的支援制度に関する情報を被害者の状況に応じて整理し、総合的に提供するなど、被害の早期回復・軽減を図る。	犯罪被害者等支援体制整備事業	○犯罪被害者等からの相談に対し、ワンストップで対応できる体制を整備し、県の総合的対応窓口による行政サービスのワンストップ提供の中で経済的支援制度についても情報の提供を行う。	73	県域	生活環境部	男女共生課
80	交通遺児奨学資金の支給 父母等が交通事故により死亡又は重度の後遺障害を受けた交通遺児等に対し、奨学金の支給などを行う。	交通遺児への支援事業 (公益財団法人福島県交通遺児奨学基金協会による)	○小・中学生及び高校生に対し毎年7月に奨学金を支給する。また、小・中学校入学予定者及び中学・高校卒業予定者に対し毎年3月に奨学金を支給する。	0	県域	生活環境部	生活交通課
81	生活福祉資金の貸付 他の貸付制度が利用できない、低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯などを対象に、必要な資金の貸付と併せて相談・支援を行うことにより、経済的自立と生活の安定を図る。	生活福祉資金貸付事業	○他の貸付制度が利用できない、低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯などを対象に、必要な資金の貸付と併せて相談・支援を行うことにより、経済的自立と生活の安定を図る。	58,108	県域	保健福祉部	社会福祉課
82	母子父子寡婦福祉資金貸付金による支援 ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭の児童が高校、短大、大学等へ進学する場合に必要な資金の貸与を行う。	貸付金	○ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭の児童が高校、短大、大学等へ進学する場合に必要な資金の貸与を行う。	60,323	県域	こども未来局	児童家庭課
83	県営住宅の優先入居【再掲】 公営住宅の公募抽選における優先的選考等により、犯罪被害者等の居住の安定を図る。	県営住宅等の優先入居	○福島県県営住宅等条例第7条第4項に基づき、犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者については、優先的に選考して入居予定者を定める。	0	県域	土木部	建築住宅課
84	市町村公営住宅の入居等の取組の促進【再掲】 犯罪被害者等に対する市町村の公営住宅における優先入居等の取組を促進する。	市町村犯罪被害者等支援強化事業	○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援に係る意識醸成とノウハウの積み上げを行うとともに、連携強化のための事業を実施する中で、市町村公営住宅における優先入居等の取組についても促進を図っていく。	158	県域	生活環境部	男女共生課

施策番号	施策名	事業名	令和6年度実施事業等概要	事業費(千円)	実施圏域	担当部局等	担当課室
85	高校生等への修学支援 家庭の経済状況にかかわらず、全ての意思ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、授業料に充てる高等学校等就学支援金の支給を始めとする各種支援策を通じて、家庭の経済的負担の軽減を図る。	就学支援金	○年収約910万円未満の世帯(590万円未満の世帯には加算額あり)に対し授業料を補助する。 ・高等学校 : 10,401人 2,877,812千円 ・専修学校等 : 575人 186,952千円 ※上段 : 対象者数、下段 : 事業費	3,162,240	県域	総務部	私学・法人課
		低所得者等に対する支援	○被生活保護世帯や家計急変世帯等の授業料又は入学金を免除した学校に、当該免除額を補助する。 ・小学校 : 2人 570千円 ・中学校 : 2人 644千円 ・高等学校 : 533人 24,352千円 ・専修学校等 : 145人 9,124千円 ※上段 : 対象者数、下段 : 事業費				
		中所得者層に対する支援	○年収約590万円以上620万円未満の世帯の授業料を免除した学校に、当該免除額を補助する。 ・高等学校 : 432人 59,875千円 ・専修学校等 : 21人 2,911千円 ※上段 : 対象者数、下段 : 事業費				
		高校等奨学資金給付事業	○低所得世帯の高校生等に対して授業料以外の教育費負担を軽減する。	681,630	県域	教育庁	高校教育課
		高校等奨学資金貸付金	○能力があるにもかかわらず、経済的理由から修学困難と認められる生徒に対して貸与する。	162,408	県域	教育庁	高校教育課
86	診断書料等の公費負担 一定の身体犯や性犯罪、ひき逃げ事件の被害に遭い、けがをされた方に対して、診断書料等を公費で負担する。	精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援	○公費負担制度の適正運用 ・診断書料等の公費負担制度について、被害者等に対する確実な教示と活用を図る。	80	県域	警察本部	県民サービス課
87	カウンセリング費用の公費負担 一定の身体犯や性犯罪、ひき逃げ事件の被害者等の精神的被害の早期回復のため、カウンセリング費用を公費で負担する。	精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援	○公費負担制度の適正運用 ・カウンセリング費用の公費負担制度について、被害者等に対する確実な教示と活用を図る。	48	県域	警察本部	県民サービス課
88	死体検案書料の公費負担 犯罪を立証するために必要な死体検案書料を公費で負担する。	精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援	○公費負担制度の適正運用 ・死体検案書料の公費負担制度について、遺族等に対する確実な教示と活用を図る。	99	県域	警察本部	県民サービス課

施策番号	施策名	事業名	令和6年度実施事業等概要	事業費(千円)	実施圏域	担当部局等	担当課室
89	遺体搬送に関する公費負担 犯罪被害に遭われて亡くなられた方のご遺族に対して、司法解剖後のご遺体を搬送する費用の一定部分を公費で負担する。	精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援	○公費負担制度の適正運用 ・遺体搬送費の公費負担制度について、遺族等に対する確実な教示と活用を図る。	60	県域	警察本部	県民サービス課
90	被害直後における居住場所の確保 犯罪被害により自宅での居住が困難となった場合等に犯罪被害者等が利用できる緊急避難場所の確保に要する経費及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費の公費負担制度を積極的に運用する。	精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援	○公費負担制度の適正運用 ・一時避難場所の確保、ハウスクリーニング費用の公費負担制度について、被害者等に対する確実な教示と活用を図る。	1	県域	警察本部	県民サービス課
91	公益財団法人犯罪被害救援基金との連携 犯罪被害給付制度等の公的制度による救済の対象とならない犯罪被害者で、個別の事情に照らし特別の救済が必要と認められるものについては、公益財団法人犯罪被害救援基金と連携し、同基金が行う支援金支給事業による救済に努める。	精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援	○公益財団法人犯罪被害救援基金との連携 ・パンフレット等活用による広報活動の実施	0	県域	警察本部	県民サービス課
92	海外における犯罪被害者等に対する経済的支援 国外犯罪被害者等に対する経済的支援について、各種広報媒体を活用して周知するとともに、対象事案の把握及び把握した事案の犯罪被害者等への教示を徹底し、その適切な運用に努める。	精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援	○被害者等に対する制度の確実な教示と早期裁定等適正な運用の推進	0	県域	警察本部	県民サービス課
93	法律相談に関する支援 県、県教育委員会、県警、ふくしま被害者支援センター、県産婦人科医会の5者連携によるワンストップ支援センター「性暴力等被害救援協力機関SACRAふくしま」において、弁護士による法律相談を必要とする性犯罪・性暴力被害者に対し、その相談にかかる費用を支援する。	性暴力等被害者支援事業	○弁護士による法律相談を必要とする性犯罪・性暴力被害者に対し、弁護士への初回相談費用を支援する。	16,243	県域	生活環境部	男女共生課

施策番号	施策名	事業名	令和6年度実施事業等概要	事業費(千円)	実施圏域	担当部局等	担当課室
94	日本弁護士会連合会の法律援助事業についての情報提供 日本弁護士会連合会の法律援助事業について周知を図る。	犯罪被害者等支援に関する県ウェブページの充実	○犯罪被害者等の支援に関するウェブページにおいて、当該法律援助事業の周知や情報の提供を行う。	0	県域	生活環境部	男女共生課
95	日本司法支援センター(法テラス)民事法律扶助制度に係る情報提供 日本司法支援センター(法テラス)の民事法律扶助制度について周知を図る。	犯罪被害者等支援に関する県ウェブページの充実	○犯罪被害者等の支援に関するウェブページにおいて、当該法律扶助制度の周知や情報の提供を行う。	0	県域	生活環境部	男女共生課
施策の柱3 精神的・身体的被害の回復・被害の防止 基本的施策11 心身に受けた影響からの回復支援							
96	犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実 公認心理師、臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーの効果的運用に努めるほか、カウンセリング技能を有する警察職員に対し、専門的な研修を実施することにより、その技術・能力の向上に努め、当該職員を積極的に活用し、犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施する。	精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援 犯罪被害者支援事業(部内カウンセラー研修費等)	○犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実 ○部内カウンセラーに対する専門的研修の実施 ・学会等参加による部内カウンセラーの技能向上	412	県域	警察本部	県民サービス課
97	カウンセリング費用の公費負担【再掲】 一定の身体犯や性犯罪、ひき逃げ事件の被害者等の精神的被害の早期回復のため、カウンセリング費用を公費で負担する。	精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援	○公費負担制度の適正運用 ・カウンセリング費用の公費負担制度について、被害者等に対する確実な教示と活用を図る。	48	県域	警察本部	県民サービス課
98	性犯罪・性暴力被害者のカウンセリング費用の公費負担 県、県教育委員会、県警、ふくしま被害者支援センター、県産婦人科医会の5者連携によるワンストップ支援センター「性暴力等被害救援協力機関SACRAふくしま」において、性犯罪・性暴力被害者の精神的被害の回復のため、カウンセリング費用を公費で負担する。	性暴力等被害者支援事業	○性暴力等被害者に関する心身回復支援において、医療機関等の受診又はカウンセリング等に要する経費の一部助成を行う。	16,243	県域	生活環境部	男女共生課
99	心のケアに関する相談への対応 精神保健福祉センターや保健所において県民の心の健康や精神疾患に関する相談や支援を行う。	精神訪問指導事業	○精神保健福祉センターや保健所において随時、保健師等による精神保健福祉相談を実施。	2,294	県域	保健福祉部	障がい福祉課

施策番号	施策名	事業名	令和6年度実施事業等概要	事業費(千円)	実施圏域	担当部局等	担当課室
100	自助グループの活動についての情報提供【再掲】 犯罪被害者等早期援助団体との連携を図りながら、犯罪被害者等の要望を踏まえ、自助グループの活動について情報提供を行う。	犯罪被害者等支援推進のための基盤整備	○(公社)ふくしま被害者支援センターとの連携による自助グループの活動について情報提供の実施	0	県域	警察本部	県民サービス課
101	高次脳機能障がい者への支援体制の整備 高次脳機能障がい者に対する専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実を図るとともに、障がいに関する研修等を行い、適切な支援が提供される支援体制を整備する。	高次脳機能障がい支援体制整備事業	○高次脳機能障がいに関する県支援拠点及び圏域の支援拠点を6圏域に整備する。 ・研修会については、県全体研修会1回、圏域別研修会を3回開催する。会議について、支援会議及びコーディネーター会議を各2回、圏域別連絡会議を6回開催する。 ・各支援拠点においては、相談支援、サロンの開催、普及啓発を実施する。	5,635	県域	保健福祉部	障がい福祉課
102	妊娠に関する相談への対応【再掲】 予期しない妊娠や、女性のからだに関する相談窓口として「女性のミカタ 健康サポートコール」を開設し、心やからだの悩みに保健師が対応を行う。	女性のミカタ健康サポートコール等事業	○身近な方に相談しにくい不妊治療や不育症治療、人工妊娠中絶等、妊娠に関する悩みや女性特有の健康に関して専用回線を保健福祉事務所に設置し、個別相談を電話・来所等により、随時受け付ける。	336	県域	こども未来局	子育て支援課
103	自立支援医療(精神通院医療)制度の運用 PTSD等の精神疾患により継続的な通院が必要になった場合、医療費の負担を軽減するため、通院にかかる医療費の一部を公費で負担する。	自立支援医療費(精神)	○障害者総合支援法に基づき、精神障がい者の通院医療費自己負担分の一部を公費負担し、精神障がい者の適正医療の普及を図る。	3,089,918	県域	保健福祉部	障がい福祉課
104	里親制度の運用 児童福祉法に基づき、家庭で生活できなくなった子どもたちが、家族の一員として愛情をもって心身の成長を支える里親のもとで生活できるよう、支援を行う。	里親総合対策事業	○子どもにとって適切な養育環境で安心して自分をゆだねられる養育者により、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら養育されることが重要であり、家庭で生活できない子どもを家庭に迎え入れ、愛情を持って養育する里親制度の振興と充実を図る。	18,361	県域	こども未来局	児童家庭課
105	ひとり親家庭等の医療費助成制度 ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、その医療費の一部を助成する。	ひとり親家庭医療費助成事業	○ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、その医療費の一部を助成する。	164,167	県域	こども未来局	児童家庭課

施策番号	施策名	事業名	令和6年度実施事業等概要	事業費(千円)	実施圏域	担当部局等	担当課室
106	<p>スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用【再掲】</p> <p>児童生徒の問題行動及び不登校等の対応に向けて、スクールカウンセラーを小・中学校、高校に配置・派遣するとともに、学校等の要請に応じ、スクールソーシャルワーカーを配置・派遣するなど教育相談体制の充実に努める。また、研修等を通じ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの犯罪被害者等支援に関する理解促進を図っていく。</p>	<p>スクールカウンセラー派遣事業</p> <p>スクールソーシャルワーカー派遣事業</p>	<p>○県内の小・中・義務教育学校、県立学校に166人のスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の教育相談を行う。</p> <p>○県内7つの教育事務所に22名、31の委託市町村教育委員会に34名、のべ56名のスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱えた児童生徒の支援を行う。</p>	732,550	県域	教育庁	義務教育課 高校教育課
施策の柱3 精神的・身体的被害の回復・被害の防止 基本的施策12 安全の確保							
107	<p>DV被害者や被虐待児童等の一時保護</p> <p>DV被害者や同伴する児童、被虐待児童等の安全を確保するため、一時保護所等と連携し、速やかに保護を行う。</p>	<p>女性のための相談支援センター入所者扶助費(小事業:一時保護所・婦人保護施設入所者扶助費)</p>	<p>○要保護女子及びDV被害女性等が一時保護所及び婦人保護施設へ入所した場合に、保護した女性及び同伴児の一般生活費等を支弁する。</p>	24,647	県域	こども未来局	児童家庭課
108	<p>DV防止対策に関する取組</p> <p>「福島県ドメスティック・バイオレンス対策連携会議」の構成機関が有機的に連携し、協力を図りながら、DV防止と被害者の保護・自立支援に当たる。</p>	<p>困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業(小事業:福島県DV対策連携会議開催事業)</p>	<p>○女性の人権侵害防止と被害者救済の観点から、特に深刻で緊急な救済を要するDVについて、民間・警察・行政など関係諸機関が連携し、予防、通報、相談、保護及び自立支援等について総合的な対応を図るため、福島県ドメスティックバイオレンス対策連携会議を開催する。</p>	825	県域	こども未来局	児童家庭課
109	<p>児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための取組</p> <p>児童虐待通告を受理した場合、原則として48時間以内に子どもの安全確認を行う。また、市町村要保護児童対策協議会を活用し、関係機関と情報共有・連携し対応する。</p>	<p>虐待から子どもを守る総合対策推進事業(小事業:市町村虐待対応強化支援事業、学校等との連携強化事業)</p>	<p>○市町村が子どもとその家族に対し適切な支援を行うことができるよう、市町村要保護児童対策地域協議会の効果的な運営を支援するとともに、相談援助技術の向上を図る。また、教職員及び保育従事者等に対する虐待防止や実際の対応等に関する研修等を行うことで、連携強化を図る。</p>	12,689	県域	こども未来局	児童家庭課
110	<p>児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための取組</p> <p>学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童虐待を受けたと思われる児童生徒を発見した場合は、速やかに児童相談所等に通告する。</p>	<p>児童虐待等への対応協議</p>	<p>○生徒指導担当指導主事研究協議会(年間2回)において、生徒指導上の事故報告とその対応及び生徒指導上の喫緊の課題への対応等について共有、協議する。</p>	0	県域	教育庁	義務教育課

施策番号	施策名	事業名	令和6年度実施事業等概要	事業費(千円)	実施圏域	担当部局等	担当課室
111	<p>児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための取組</p> <p>県などの関係機関との児童虐待に関する情報共有を図りながら、児童虐待の防止及び早期発見等を徹底し、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした各種活動を推進する。</p>	犯罪被害者等の安全の確保	<p>○児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための教育訓練</p> <p>○関係機関との連携強化による情報共有の徹底</p>	0	県域	警察本部	少年女性安全対策課
112	<p>被害直後における居住場所の確保</p> <p>犯罪被害により自宅での居住が困難となった場合等に犯罪被害者等が利用できる緊急避難場所の確保に要する経費公費負担制度を積極的に運用する。</p>	精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援	<p>○公費負担制度の適正運用</p> <p>・緊急避難場所の確保に関する公費負担制度について、被害者等に対する適切な教示と活用を図る。</p>	1	県域	警察本部	県民サービス課
113	<p>子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止</p> <p>13歳未満の子どもを被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者の再犯防止を図るため、関係機関から情報提供を受け、定期的な所在確認を実施する。</p>	犯罪被害者等の安全の確保	<p>○子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止</p> <p>・関係機関との連携による再犯防止活動の推進</p>	0	県域	警察本部	少年女性安全対策課
114	<p>地域警察官による被害者訪問・連絡活動</p> <p>犯罪被害者等の心情に十分配慮して、被害回復、被害拡大防止等に関する情報の提供、防犯指導、犯罪被害者等からの警察に対する要望、相談の聴取を行うなど、地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動を効果的に推進する。</p>	相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供	○地域警察官による被害者連絡活動の実施	0	県域	警察本部	地域企画課

施策番号	施策名	事業名	令和6年度実施事業等概要	事業費(千円)	実施圏域	担当部局等	担当課室
施策の柱4 県民の理解の増進と配慮 基本的施策13 保護、捜査、公判等の過程における配慮等							
115	刑事手続等に関する情報の提供の充実【再掲】 刑事に関する手続、少年保護事件の手続、警察その他の犯罪被害者等支援に関する機関・団体による犯罪被害者等の保護・支援のための制度等について分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」やパンフレット等を作成し、内容の充実を図るとともに、配布方法等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期提供に努める。	相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供 犯罪被害者等支援事業（新被害者の手引）	○刑事に関する手続等に関する情報提供の充実 ○新被害者の手引作成・印刷 250部	242	県域	警察本部	県民サービス課 少年女性安全対策課 地域企画課 刑事総務課 捜査第一課 交通指導課 外事課
116	警察における被害者支援に携わる職員に対する研修の充実【再掲】 犯罪被害者支援に従事する職員に対し、様々な機会を活用して犯罪被害者支援の意義や対応、関係機関との連携等についての研修を実施する。	犯罪被害者等支援推進のための基盤整備	○研修の充実 ・犯罪被害者等の心情を理解するための教養の推進	0	県域	警察本部	県民サービス課 教養課 生活安全企画課 少年女性安全対策課 刑事総務課 捜査第一課
117	被害児童からの事情聴取における配慮 児童を被害者とする事案への対応において、被害児童の負担軽減等のため、事情聴取において、関係機関と連携し、被害児童に配慮した取組を推進する。	スクールカウンセラー派遣事業 スクールソーシャルワーカー派遣事業	○県内の小・中・義務教育学校、県立学校に161人のスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の教育相談を行う。 ○県内7つの教育事務所に22名、31の委託市町村教育委員会に34名、のべ56名のスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱えた児童生徒の支援を行う。	732,550	県域	教育庁	義務教育課 高校教育課
		相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供	○関係機関と連携する等、被害児童に配慮した事情聴取の実施	0	県域	警察本部	少年女性安全対策課 刑事総務課 捜査第一課
118	性犯罪被害相談の適切な対応【再掲】 性犯罪被害相談については、相談者が希望する性別の職員が対応するなど、適切な対応を推進する。	相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供	○性犯罪被害相談の適切な対応 ・犯罪被害者等の心情を理解するための教養の推進	0	県域	警察本部	県民サービス課 少年女性安全対策課 地域企画課 刑事総務課 捜査第一課
119	性犯罪捜査を担当する職員等の研修 性犯罪の捜査及び性犯罪被害者の支援に従事する職員に対し、専門的な知見を有する講師を招いて講義を行うなど、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を強化する。	犯罪被害者等支援推進のための基盤整備	○研修の充実 ・犯罪被害者等の心情を理解するための教養の推進	0	県域	警察本部	捜査第一課

施策番号	施策名	事業名	令和6年度実施事業等概要	事業費(千円)	実施圏域	担当部局等	担当課室
120	警察における犯罪被害者等のための施設の改善 犯罪被害者等からの事情聴取を行う相談室や被害者支援用車両の活用を図るとともに、犯罪被害者等の心情に配慮した照明や内装に改善するなど、犯罪被害者等のための施設等の改善を図る。	犯罪被害者等支援推進のための基盤整備	○犯罪被害者等のための施設改善 ・相談室や被害者支援用車両の活用 ・機会を捉えた犯罪被害者等のための施設等の改善	0	県域	警察本部	施設装備課
121	適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進等 適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、交通事故被害者の心情に配慮した取組を行い、交通事故被害者の負担軽減を図る。	相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供	○適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進	0	県域	警察本部	交通指導課
施策の柱4 県民の理解の増進と配慮 基本的施策14 県民の理解の増進							
122	「犯罪被害者週間」に合わせた集中的な啓発事業の実施 市町村等関係機関と連携し、「犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)」に合わせた広報啓発活動を実施し、犯罪被害者等支援への理解の増進を図る。	「犯罪被害者週間」に合わせた集中的な啓発事業	○県警、被害者支援センターとの共催により「支援の輪を広げるつどい」を開催し、社会全体で犯罪被害者を支える機運を醸成する。	0	県域	生活環境部	男女共生課
		県民の理解の増進 犯罪被害者支援事業(支援の輪を広げるつどい)	○犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報啓発活動の実施(11月25日～12月1日) ○支援の輪を広げるつどい	183	県域	警察本部	県民サービス課
123	各種広報媒体を活用した広報啓発活動の実施 犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者の援助を行う団体の意義・活動等について、様々な広報媒体を通じて広報するとともに各種講演会等の広報啓発活動を推進する。また、広報啓発用のリーフレットの作成、県内巡回パネル展示、企業・団体への講師の派遣、ウェブサイトでの犯罪被害者支援施策の掲載等により、犯罪被害者支援施策を広く社会に知らせるとともに、犯罪被害者支援に関する県民の理解増進に努める。	犯罪被害者等支援普及啓発事業	○犯罪被害者等を社会全体で支えるという意識の醸成を図るため、県民への条例等の普及啓発活動を行う。 ・犯罪被害者支援に関する講演会の開催 ・犯罪被害者支援パネル展の開催 ・条例普及用リーフレットの増刷(県民向け2,000部) ・啓発用リーフレットの作成(10,000部)	1,616	県域	生活環境部	男女共生課
		県民の理解の増進	○各種広報媒体を活用した犯罪被害者等施策に関する広報啓発活動の実施	0	県域	警察本部	県民サービス課

施策番号	施策名	事業名	令和6年度実施事業等概要	事業費(千円)	実施圏域	担当部局等	担当課室
124	女性に対する暴力をなくす運動 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、ストーカー行為等、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、毎年11月12日～25日を「女性に対する暴力をなくす運動」の期間として、国、地方公共団体、女性団体、その他関係機関が協力・連携し、女性に対する暴力を根絶するための意識啓発に取り組む。	女性に対する暴力をなくす運動の周知	○内閣府作成のチラシ・リーフレットの関係機関への配布及びポスター掲示等を行うとともに、ホームページ及びTwitterにより広報を行う。	0	県域	生活環境部	男女共生課
125	交通安全運動期間における各種広報・啓発事業の実施 各季における交通安全運動期間において、各種広報・啓発事業を実施し、県民の交通安全意識の醸成に努める。	各季の交通安全運動期間における各種広報・啓発事業	○各季の交通安全運動に合わせ、啓発イベントを実施する。 ○各季の交通安全運動期間に交通事故防止を呼びかけるリーフレットを合計94,000部作成し、市町村や交通安全関係団体等に配布する。	0	県域	生活環境部	生活交通課
126	児童虐待防止推進月間における取組 毎年11月の国における「児童虐待防止推進月間」に呼応し、児童虐待防止のための広報啓発活動を実施し、県民の理解を深める。	虐待から子どもを守る総合対策推進事業(小事業:児童虐待防止普及啓発事業)	○オレンジリボン運動の啓発グッズ等を市町村等へ配付し、各地域での普及啓発時に活用する。	800	県域	こども未来局	児童家庭課
127	中高生等に対する被害者支援の啓発 中学生、高校生等に対して、学校等と連携し、被害者遺族等による講演を行うことで、生徒たちが生死を見つめ、被害者支援はもとより、命の大切さを理解し、ひいては社会規範の修得及び自尊意識の高揚に取り組む。	道徳教育総合支援事業	○児童生徒に「命の大切さ」「家族や地域の絆」「思いやり」「郷土を愛する心」等を育み、多様性を尊重し温かな人間関係を築く、家庭や地域社会等との連携を図った道徳教育の充実を図る。県内5校(小学校2校、中学校2校、高校1校)を道徳教育推進校として指定し、実践研究を行う。	7,530	県域	教育庁	義務教育課 高校教育課
		県民の理解の増進 犯罪被害者支援事業(命の大切さを学ぶ授業)	○「命の大切さを学ぶ授業」の実施	314	県域	警察本部	県民サービス課
128	学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進 各学校で普段から基本的人権に配慮した指導をより一層行うよう学校訪問や生徒指導関係の会議で指導・助言に努める。	人権教育開発事業	○推進地域における学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の取組を11月に公開する。学校関係者、学識経験者、保護者、地域住民等が参加し、授業を基に協議する。さらに、推進地域において人権教育啓発の報告書を作成し、県内の各校へ配信する。 ○県人権教育推進協議会を11月に開催する。指導主事や学校関係者、学識経験者などが参加し、各地区の取組を共有するとともに、本県の人権教育を推進するために必要な協議を行う。	915	県域	教育庁	義務教育課

施策番号	施策名	事業名	令和6年度実施事業等概要	事業費(千円)	実施圏域	担当部局等	担当課室
129	被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する県民の理解の増進 「支援の輪を広げるつどい」や講演会等の様々な機会を通じて、性犯罪被害者、犯罪被害に遭った児童(その兄弟姉妹を含む。)及び障がい者を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を周知し、県民の理解の増進及び社会全体で犯罪被害者を支える気運の醸成を図る。	犯罪被害者等支援普及啓発事業	○犯罪被害者等を社会全体で支えるという意識の醸成を図るため、県民への条例等の普及啓発活動を行う。 ・犯罪被害者支援に関する講演会の開催 ・犯罪被害者支援パネル展の開催 ・条例普及用リーフレットの増刷(県民向け2,000部) ・啓発用リーフレットの作成(10,000部)	1,616	県域	生活環境部	男女共生課
		人権教育開発事業	○推進地域における学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の取組を11月に公開する。学校関係者、学識経験者、保護者、地域住民等が参加し、授業を基に協議する。さらに、推進地域において人権教育啓発の報告書を作成し、県内の各校へ配信する。 ○県人権教育推進協議会を11月に開催する。指導主事や学校関係者、学識経験者などが参加し、各地区の取組を共有するとともに、本県の人権教育を推進するために必要な協議を行う。	915	県域	教育庁	義務教育課
		県民の理解の増進	○「被害者に優しいふくしまの風運動」の推進	0	県域	警察本部	県民サービス課
130	「被害者に優しいふくしまの風運動」の推進 大学生ボランティアの活動への支援や犯罪被害者等による講演会の実施など、様々な機会を通じて社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図り、犯罪や交通事故のない安全で安心な地域社会を実現するための「被害者に優しいふくしまの風運動」を推進する。	県民の理解の増進	○「被害者に優しいふくしまの風運動」の推進	0	県域	警察本部	県民サービス課
131	交通事故被害者等の現状等に関する県民の理解の増進 交通事故被害者等の手記を含めたパンフレット等を講習会等で配布するほか、事故類型や年齢層別等の交通事故に関する様々なデータを公表し、交通事故被害者等の現状、交通事故の惨状等に関する県民の理解増進に努める。	県民の理解の増進	○あらゆる機会を捉えた交通事故被害者等の現状等の周知活動による県民の理解の増進	0	県域	警察本部	県民サービス課

施策番号	施策名	事業名	令和6年度実施事業等概要	事業費(千円)	実施圏域	担当部局等	担当課室
施策の柱4 県民の理解の増進と配慮 基本的施策15 学校における教育の実施等							
132	中高生等に対する被害者支援の啓発 中学生、高校生等に対して、学校等と連携し、被害者遺族等による講演を行うことで、生徒たちが生死を見つめ、被害者支援はもとより、命の大切さを理解し、ひいては社会規範の修得及び自尊意識の高揚に取り組む。	県民の理解の増進 犯罪被害者支援事業(命の大切さを学ぶ授業)	○「命の大切さを学ぶ授業」の実施	314	県域	警察本部	県民サービス課
133	学校における防犯教育の充実 学校において、防犯教室を開催し、児童生徒に対する犯罪被害を未然に防止するなど、犯罪の被害から児童を守る教育の充実を図る。	犯罪被害に巻き込まれないための事業	○学校の「危機管理マニュアルの作成」等の評価・見直しを促し登下校時の防犯対策、犯罪被害時の体制の充実を図る。また、犯罪被害を含む危機回避のための情報モラルに関する研修等を実施している。 【特別支援教育課】 ○各学校において、犯罪被害対策のために、薬物に関する防犯講話、性に関する防犯教室、情報モラル教室、携帯・スマホ教室、SNSトラブル対応、宗教団体の勧誘対策などを行っていく。	0	県域	教育庁	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 健康教育課
134	学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進【再掲】 各学校で普段から基本的人権に配慮した指導をより一層行うよう学校訪問や生徒指導関係の会議で指導・助言に努める。	人権教育開発事業	○推進地域における学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の取組を11月に公開する。学校関係者、学識経験者、保護者、地域住民等が参加し、授業を基に協議する。さらに、推進地域において人権教育啓発の報告書を作成し、県内の各校へ配信する。 ○県人権教育推進協議会を11月に開催する。指導主事や学校関係者、学識経験者などが参加し、各地区の取組を共有するとともに、本県の人権教育を推進するために必要な協議を行う。	915	県域	教育庁	義務教育課

施策番号	施策名	事業名	令和6年度実施事業等概要	事業費(千円)	実施圏域	担当部局等	担当課室
135	各種広報媒体を活用した広報啓発活動の実施【再掲】 犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者の援助を行う団体の意義・活動等について、様々な広報媒体を通じて広報するとともに各種講演会等の広報啓発活動を推進する。また、広報啓発用のリーフレットの作成、県内巡回パネル展示、企業・団体への講師の派遣、ウェブサイトでの犯罪被害者支援施策の掲載等により、犯罪被害者支援施策を広く社会に知らせるとともに、犯罪被害者支援に関する県民の理解増進に努める。	犯罪被害者等支援普及啓発事業	○犯罪被害者等を社会全体で支えるという意識の醸成を図るため、県民への条例等の普及啓発活動を行う。 ・犯罪被害者支援に関する講演会の開催 ・犯罪被害者支援パネル展の開催 ・条例普及用リーフレットの増刷(県民向け2,000部) ・啓発用リーフレットの作成(10,000部)	1,616	県域	生活環境部	男女共生課
		県民の理解の増進	○各種広報媒体を活用した犯罪被害者等施策に関する広報啓発活動の実施	0	県域	警察本部	県民サービス課
施策の柱4 県民の理解の増進と配慮 基本的施策16 個人情報適切な管理							
136	犯罪被害者に関する情報の保護 犯罪被害者の氏名の発表に当たり、匿名発表を望む犯罪被害者等の意見と、報道の自由や国民の知る権利を理由として実名発表を望むマスコミの要望とを踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努める。	相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供	○犯罪被害者に関する情報の保護 ・犯罪被害者のプライバシーに配慮した広報の実施 ・犯罪被害者等の二次被害防止に配慮した対応	0	県域	警察本部	県民サービス課 総務課
137	犯罪被害者等に関する個人情報の漏洩防止等 犯罪被害者等やその関係者の個人情報の重要性を認識し、個人情報を適切に管理する、また、関係機関・団体の支援従事者についても同様に適切に管理するよう周知徹底を図る。	個人情報の取り扱いの周知	○二次被害や再被害を生じさせることのないよう、様々な機会を捉えて、個人情報の適切な管理について周知を行う。	0	県域	生活環境部	男女共生課
		犯罪被害者等支援推進のための基盤整備	○犯罪被害者等早期援助団体((公社)ふくしま被害者支援センター)に対する必要な指導の実施	0	県域	警察本部	県民サービス課
138	個人情報の取扱いの周知徹底 民間支援団体に対して犯罪被害者等の個人情報の取扱いに十分留意するよう、周知徹底を図る。	個人情報の取り扱いの周知	○二次被害や再被害を生じさせることのないよう、様々な機会を捉えて、個人情報の適切な管理について周知を行う。	0	県域	生活環境部	男女共生課